

■ケアマネ範囲外の業務、市区町村に対応窓口の設置を 厚労省検討会

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）の法定業務範囲外の業務への対応で負担が増大している問題を受け、厚生労働省は 7 日に開かれた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」で、市区町村が主体となりケアマネジャーから他機関へつなぐ対応などを検討すべきだとする方針を示した。これを踏まえ、複数の構成員からはケアマネジャーの法定業務以外の業務にワンストップで対応する窓口を市区町村に設置するよう求める意見が出た。
- ・ケアマネジャーは、ケアプランの作成や介護に関する利用者からの相談対応といった法定業務以外に、部屋の片付けやゴミ出し、福祉サービスの利用や利用料の支払いに関する手続きなど利用者からのさまざまな依頼に対応することが多い。
- ・4 月に開催された同検討会の初会合では、「ケアマネジャーは何でも屋になっている」という指摘が出るなど、ケアマネジャーが法定業務以外で対応している業務の負担を軽減することが課題となっていた。
- ・意見交換では、染川朗構成員（日本介護クラフトユニオン会長）が市区町村に法定業務範囲外の業務にワンストップで対応する窓口の設置が必要だと訴えた。江澤和彦構成員（日本医師会常任理事）もこれに賛同した上で、「市区町村がリーダーシップを発揮し、有識者による協議会を設置して解決を図ることも必要」だと述べた。
- ・相田里香構成員（青い鳥合同会社代表社員）は、「業務を地域資源につなぐに当たり、利用者の個人情報や守秘義務の取り扱いについて統一を図るべき」だと指摘した。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

第 5 回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 資料

令和 6 年 1 月 7 日（木）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_45155.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45155.html)